

年金積立金管理運用独立行政法人の役員の任命及び承認に関する基準（案）

1. 目的

本基準は、厚生労働大臣による年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員の任命及び承認に関する基準を定める。

2. 経営委員会の委員長及び委員の構成

- ① 厚生労働大臣は、管理運用法人の業務や組織に係る決定及び監督が適切になされるよう、それぞれの専門分野のバランスに配慮しつつ、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験（以下「学識経験等」という。）を有する者を委員として任命する。
- ② 経営委員会の構成は概ね以下のとおりとする。
 - i. 経済、金融その他管理運用法人の業務（資産運用及び経営管理を除く。）に関する学識経験又は実務経験を有する者 3人以上5人以内
 - ii. 資産運用の学識経験又は実務経験を有する者 2人以上3人以内
 - iii. 経営管理の学識経験又は実務経験を有する者（弁護士、公認会計士、企業における実務経験者等） 2人以上3人以内

（※1）被保険者の利益を代表する者及び事業主の利益を代表する者各1名を含む。これらの者についても、管理運用法人の基本方針の決定や、執行部への監督を適切に行うため、学識経験等を有する者を委員として任命する。

（※2）管理運用法人の重要な方針を決定する役割に鑑み、法人の経営に携わっていた経験又はこれに準ずる経験を有している者が含まれるよう配慮する。
- ③ 経営委員会の委員長及び委員の任命に当たっては、経営委員会による決定及び執行部の職務の執行が監査委員会による監査対象となることを踏まえ、法第7条の2第5項の規定に基づき、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別して任命する。

3. 欠格事由

以下のいずれかに該当する者は、管理運用法人の役員としない。

- ① 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- ② 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う者（以下「金融事業者」という。）であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有する者又はその役員
- ③ 金融事業者の団体の役員

- ④ 法人
- ⑤ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ⑥ 禁固以上の刑に処せられた者
- ⑦ 破産者
- ⑧ 反社会的勢力との関係が認められる者

4. 各役員の基準

(1) 経営委員会の委員長又は委員(監査委員を除く)

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を経営委員会の委員長又は委員として任命する。

- ① 学識経験等を有し、管理運用法人の業務に関連する分野で相応の実績を上げていること
- ② 経営委員会の委員長又は委員としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ③ 職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

(2) 監査委員

厚生労働大臣は、(1)に掲げる基準に加え、管理運用法人の業務特性を踏まえ、資産運用の実務経験を有する者又は経営管理の実務経験を有する者を監査委員として任命する。

また、常勤の監査委員のうち少なくとも1名は、管理運用業務(法第5条の3第2項の管理運用業務をいう。以下同じ。)の日常的な執行の監視を適切に行うために必要な資産運用に関する実務経験を有する者(※)とする。

(※) 資産運用に係るリスク管理に関する知見を有する者が望ましい。

(3) 理事長

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を理事長として任命する。

- ① 学識経験等を有し、かつ、法人の経営に携わっていた経験又はこれに準ずる経験を有していること
- ② 理事長としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ③ 職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

(4) 管理運用業務担当理事

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を管理運用業務担当理事(法第6条第2項の管理運用業務担当理事をいう。以下同じ。)として承認する。

- ① 管理運用業務の執行を行うために必要な資産運用の実務経験を有していること

- ② 管理運用業務担当理事としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ③ 職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

5. その他

役員の任命に当たり、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大について」（平成28年4月28日府共390号）を考慮するものとする。